

令和7年4月採用 市職員募集

問 人事課 ☎内線1133

募集概要

職種	採用予定数	受験資格(年齢)
行政職	事務職	5人程度 平成6年4月2日から15年4月1日までに生まれた方
	ICT職(経験者)	1人程度 昭和60年4月2日以降に生まれた方
	建築技師	若干名 (1)平成6年4月2日から15年4月1日までに生まれた方 (2)昭和60年4月2日以降に生まれた方
	土木技師	若干名 ※年齢により受験資格が異なります
	保健師	若干名 昭和60年4月2日以降に生まれた方
	精神保健福祉士	1人程度
	心理職(経験者)	1人程度
	文化財専門職(日本史)(考古学)	各1人程度 昭和54年4月2日以降に生まれた方
技能労務職	保育士・幼稚園教諭	4人程度 平成元年4月2日以降に生まれた方
	土木作業員	1人程度 昭和60年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方

◎学歴・資格要件などの詳細や最新の情報は、市ホームページを必ずご覧ください。

試験概要

▶第1次試験…エントリーシート審査(申込時に提出)

▶第2次試験…筆記試験

実施日 7月14日(日)9:00～(受付8:00～8:30)

場所 取手庁舎・福祉交流センター(市役所敷地内)

科目 基礎能力検査(教養試験)・事務能力診断検査・作文試験のほか、建築技師、土木技師、文化財専門職は専門試験があります。

※特別な公務員試験対策が不要な試験です。事務職は、一定資格を保有している方には加点があります。(IT系・福祉系・技師・管理栄養士・保健師・司書など)

▶第3次試験…個人面接・集団面接などを予定

■申込・締切

申込 エントリーシート・申込書を以下の方法で提出

▶郵送：〒302-8585寺田5139人事課宛て

▶直接：人事課

締切 6月28日(金)※消印有効

◎エントリーシート・申込書は人事課、藤代総合窓口課、市ホームページで入手可

※消防職(上級・初級)は7月に募集を予定しています。詳細は、後日、市ホームページや広報とりででお知らせします。

市ホーム
ページ

住宅用蓄電池の補助金申請

問 環境対策課環境政策室 ☎内線1411

住宅における再生可能エネルギーの導入促進や、温室効果ガスの削減を図るため、住宅用蓄電システムを設置する方に予算の範囲内で費用の一部を補助します。

対象 以下のいずれかに該当する方

①これから蓄電システムを設置する

②蓄電システムが設置されている建売住宅を購入する

補助額 1設備5万円(先着30件)

申込 直接：環境対策課環境政策室

締切 令和7年2月28日(金)

■主な要件

市が規定する全ての要件を満たすこと

・太陽光発電システムと接続された蓄電システム

・7年2月28日(金)までに工事が完了する

・蓄電システムから供給される電力が住宅で使用される など

※この他にも要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

市ホーム
ページ令和6年度 市・県民税・森林環境税
納税通知書を発送します

問 課税課 ☎内線1243

令和6年度の市・県民税・森林環境税納税通知書を6月13日付けで発送します。市・県民税・森林環境税は、6年1月1日現在市内在住で、5年中(5年1月1日～12月31日)に一定以上の所得があった方に課税されます。対象者には納税通知書を発送し、非課税の方には納税通知書は発送しません。

納税通知書の発送日 6月13日(木)

納付方法など

◆納付書で納める方(普通徴収)

納税通知書に同封されている納付書で、各納期限までに納めてください。(納付書による納付か口座振替)

◆公的年金から天引き(特別徴収)される方

6年4月1日現在65歳以上で、市・県民税が公的年金から天引き(特別徴収)される方は、6年10月・12月・7年2月の特別徴収税額と、7年4月・6月・8月の仮特別徴収税額を併せてお知らせします。

※年税額(1年間で納める税額の合計)の全額が、公的年金から天引き(特別徴収)される方には、納付書は同封されません。

▶所得の種類が複数ある場合

公的年金から天引き(特別徴収)される税額は、公的年金の所得に関する税額のみです。このため、公的年金以外の所得がある方は、納付書による納付や口座振替(普通徴収)、給与からの天引き(特別徴収)など、複数の徴収方法となる場合があります。

◆勤務先の給与から天引き(特別徴収)される方

5月中に勤務先へ税額の決定通知書を発送しました。

定額減税が実施されます

6年度分の市・県民税の所得割額から、納税者と配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施します。

※納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限ります。



市ホームページ

6年度 証明書の発行は6月13日(木)から

6年度(5年1月1日～12月31日の所得に関するもの)の課税証明書・非課税証明書などは、納税通知書発送日の6月13日(木)から発行が可能になります。市・県民税・森林環境税の全額が給与から天引き(特別徴収)されている方は、すでに発行が可能です。

発行窓口 課税課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機

▶コンビニ交付(マイナンバーカードを利用した課税証明書などの取得)の場合

給与から天引き(特別徴収)されている方も、6月13日(木)からの発行となります。

※メンテナンスのため、6月12日(水)終日、コンビニ交付ができませんので、ご注意ください。

6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税とは、6年度から国内に住所のある個人に対して年額1,000円が課税される国税です。

平成26年度から令和5年度までの10年間、復興税として、市・県民税の均等割りにそれぞれ500円ずつ上乗せされていました。令和6年度からその上乗せがなくなり、新たに国税として1,000円の森林環境税が課税されます。

税目	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税(国税)	—	1,000円
均等割(市民税)	3,500円	3,000円
均等割(県民税)	2,500円	2,000円
計	6,000円	6,000円